

定例庁議次第

令和6年1月9日
役場2階第2会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 審議事項
(1) 非公開

4. 報告事項
なし

5. 議案事項
(1) 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例について
(総務課 小林課長)【資料番号2】

6. その他

7. 閉会

1月9日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【件 名】

吉岡町手数料条例の一部を改正する条例について

【目 的】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）が施行されたことに伴い、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく事務及びその手数料について定めることその他所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 戸籍法の改正に伴う戸籍事務について

令和元年5月31日に「戸籍法の一部を改正する法律」が公布され、住民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために全国市区町村の戸籍情報を連携させた新たな戸籍情報連携システムが構築され、令和6年3月1日から新たに以下のサービスを提供することが可能となります。

ア 今まで本籍地のみ限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市区町村窓口においても可能となる広域交付制度

イ 他の行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍又は除籍の電子証明書の提供を可能とするための識別符号（以下「電子証明書提供用識別符号」という。）の発行

ウ 戸籍に関する届出等の書類を画像として電子化した情報の内容（以下「電子化された届書等情報」という。）に係る証明書についての交付又は閲覧

(2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令について

戸籍法の改正に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条に規定される「手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務」について定める地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が改正されたため、これに準じて吉岡町手数料条例（昭和41年吉岡村条例第3号）を改正しようとするものです。

2 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要

(1) 広域交付制度に関する事務

戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に係る書面という表記を「戸籍証明書」及び「除籍証明書」とします。なお、広域交付に係る手数料の額は、既存の事務である戸籍謄本等の交付手数料と同額（戸籍は1通につき450円、除籍は1通につき750円）とします。

(2) 電子証明書提供用識別符号の発行に関する事務

電子証明書提供用識別符号を発行する事務を追加し、その手数料の額は、戸籍に係る発行手数料の額は1件につき400円とし、除籍に係る発行手数料の額は1件につき700円として追加します。ただし、いずれの事務もマイナポータルを利用する場合及び戸籍証明書等と同時に取得する場合は無料とします。

(3) 電子化された届書等情報に関する事務

電子化された届書等情報が作成できるようになることに伴い、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同情報を追加し、その手数料の額は、既存の事務である届書その他の書類の記載事項証明書等の交付及び閲覧と同額（交付は1通につき350円、閲覧は1件につき350円）とします。

3 今後の予定

- ・令和6年1月23日 吉岡町議会臨時会に上程
- ・令和6年3月1日 改正後の戸籍法による事務の開始

【上程予定】

令和6年第1回臨時会